

空き家を
処分したい

耐震性が
心配

バリアフリー
にしたい

2世帯住宅
にしたい

家の老朽化が
気になる

地域
限定

木造住宅密集地域等で
古い木造住宅を解体し、

燃えにくい住宅を新築するのに

最大

300万円を

助成します!

新宿区では、木造住宅密集地域等のうち、特に不燃化を推進すべき区域や
災害に強いまちづくりを推進している区域を対象に、木造住宅を準耐火建
築物等にする不燃化建替え工事や除却工事に対し助成を実施しています。

※対象区域は裏面に記載しています

まずはご相談ください



新宿区役所本庁舎8階3番窓口(新宿区歌舞伎町1-4-1)
都市計画部防災都市づくり課

電話

03-5273-3829

fax

03-3209-9227



新宿区不燃化建替え 検索

対象区域

(以下の町丁目の全域又は一部*)

赤城下町、赤城元町、市谷柳町、市谷山伏町、榎町*、改代町、
神楽坂1丁目*、神楽坂2丁目*、神楽坂3丁目*、神楽坂4丁目*、
神楽坂5丁目*、神楽坂6丁目*、上落合1丁目、上落合2丁目、
上落合3丁目、北新宿2丁目*、左門町*、信濃町*、須賀町、築地町、
天神町*、中里町、西新宿5丁目、弁天町*、南榎町、南元町*、
山吹町*、矢来町*、四谷3丁目*、若葉1丁目*、若葉2丁目、若葉3丁目

(*…町丁目の一部地域が該当)



助成概要

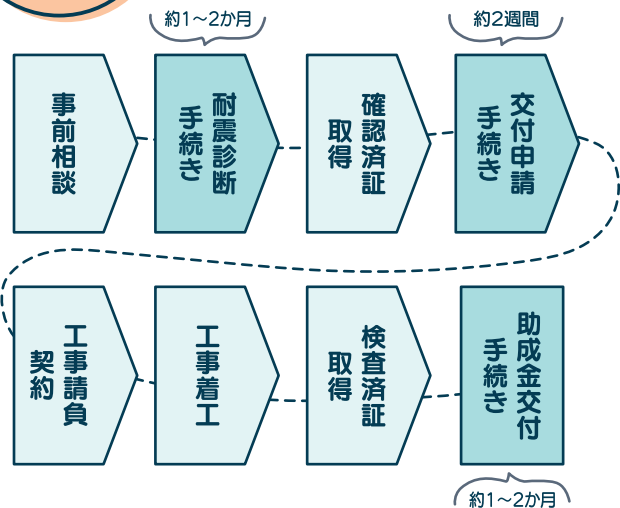
	解体(除却工事)	解体+新築(不燃化建替え工事)
	既存建物の全部を除却	- 既存建物の全部を除却 - 準耐火建築物等以上の住宅に新築
対象 木造住宅	- 昭和56年5月31日以前に着工されたもの - 詳細耐震診断の結果、危険性が高いと判断されたもの	左記以外のもの
助成額	上限 50 万円	上限 300 万円

上限 **100** 万円

※そのほかにも助成要件があります。詳しくは表面のQRコードから区のホームページをご覧ください、お問合せください。

手続きの流れ

(例) 昭和56年5月31日以前に着工された
木造住宅の不燃化建替え工事の場合



Q&A

Q すでに工事の契約または
除却している建物は助
成の対象となりますか?

A 助成の対象となりません。工事
の契約や除却工事をする前に、
必ず助成金の「交付申請手続き」
を行ってください。

Q 昭和56年5月31日以前に建
築された木造住宅の詳細耐
震診断を行いたいのですが、
どうすればいいですか?

A 新宿区では詳細耐震診断の技術者
派遣(無料)を行っていますので、
お問合せください。

安全安心・建築なんでも相談会

建築等に関する無料相談会を開催しています。
(月1回程度・原則予約制)

相談員

一般社団法人東京都建築士事務所協会
新宿支部所属建築士など

問合せ先

新宿区 都市計画部
建築指導課(☎03-5273-3732)

安全安心・建築
なんでも相談会
HPはこちら



空家等相談会

所有する空家等についての無料相談会を開催しています。
(毎月第1・3火曜日・事前予約制)

※2週間前までに事前予約をお願いいたします。

相談員

弁護士・司法書士・建築士・不動産専門家

問合せ先

新宿区 都市計画部
建築調整課(☎03-5273-3107)

空家等相談会
HPはこちら

